

松ヶ岡建造物整備委員会について

○松ヶ岡（旧山崎家住宅）について

松ヶ岡は、掛川藩御用商人山崎家の住宅として江戸末期に建築された。主屋は棟札により安政3年に建てられ、同時期に米蔵、長屋門などが建てられた。

明治11年には明治天皇行幸の行在所とされ、その後、明治中期と昭和前期に増築が行われている。現存する建物は良好に保存されており、それを取り巻く庭園も「松ヶ岡」と呼ばれる由来となった多くのアカマツが残るなど、建築当初の様子が窺える。松ヶ岡は、歴史的また建築的にも文化財としての価値が高く評価されている。

山崎家は多くの偉人を輩出し、地域の発展に尽くした山崎千三郎、日本の金融の父である山崎覚次郎など、山崎家の業績を顕彰する拠点としても保存と活用を図ることが望まれている。両名は、掛川及び日本の経済界に多大な功績を残しており、掛川銀行はその象徴といえる。

○これまでの経緯

平成24年に所有者から処分の意向が示されたところ、市民から取り壊しを惜しむ声が多く上がり、歴史的な建造物を保存するため、同年12月に掛川市が取得した。

翌年には松ヶ岡保存活用検討委員会が設置され、松ヶ岡の保存・活用についての検討を重ねた。平成26年10月の最終報告では、松ヶ岡の建造物を永久に保存し、国の重要文化財を目指すことと、掛川銀行を復元し、人材育成の拠点とすることなどが示された。これらの事業は検討委員会が発展、移行する形で組織された、松ヶ岡プロジェクト推進委員会が進めていく。

○整備委員会の役割

松ヶ岡の良好な活用と維持管理を図るためには、その破損状況等の現状並びに建物の耐震上の構造等を把握した上で、保存修復事業を推進する必要がある。

松ヶ岡は国の重要文化財を目指す建造物であるため、それに準じた方法で修復を実施しなければならない。そのため、文化財建造物の専門家を中心とした松ヶ岡建造物整備委員会を組織する。

今後、破損調査及び耐震診断の結果を受け、保存修復計画並びに修復設計書が作成され、それをもとに保存修復事業が進められていく。

整備委員会は、保存修復計画及び修復設計書を検討して、専門的な助言を行うとともに、修復整備事業に対する指導を行う。

松ヶ岡建造物整備委員会 内規

(目的)

第1条 本委員会は、松ヶ岡の整備事業の推進を図るため、諸事項について協議することとする。

(名称)

第2条 本委員会は、松ヶ岡建造物整備委員会（以下「整備委員会」という。）と称す。

(職務)

第3条 整備委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 松ヶ岡の整備に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第4条 整備委員会は、整備委員をもって構成し、掛川市教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は松ヶ岡の修復事業が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員を生じたときの補充委員の任期は、前委員の残任期間とする。

(役員)

第6条 整備委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長が欠けた時、または事故ある時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

(会議)

第7条 整備委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第8条 整備委員会の事務局は掛川市教育委員会社会教育課内に置く。

- 2 事務局は、次の業務を行う。
 - (1) 整備委員会の職務執行上必要な業務
 - (2) その他整備委員会からの委任を受けた事項に関する業務

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が整備委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月21日から施行する。